

議案第 87 号

亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 11 月 29 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

亀山市固定資産評価審査委員会条例（平成17年亀山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日から施行する。